



お知らせカレンダー

No. 1841 【 3月26日 発行 】

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,634 世帯

ありぱらう 人口 4,930 人

男: 2,419 人

女: 2,511 人



令和8年3月30日 ~ 令和8年4月12日

(令和8年2月28日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
30	月				
31	火				



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(水)				
2	(木)	茶花こども園入園式	9:30~10:00	茶花こども園	茶花こども園
		与論こども園入園式・進級式	9:30~	与論こども園	与論こども園
		ハレルヤこども園(保育開始)		ハレルヤこども園	ハレルヤこども園
3	(金)				
4	(土)				
5	(日)				
6	(月)				
7	(火)				
8	(水)				
9	(木)				
10	(金)	乳児健診(対象児:R7.11.13~R8.1.10生)	受付時間 (13:15~13:30)	保健センター	こども未来課
		6~7か月児健診(対象児:R7.8.13~R7.10.10生)	受付時間 (13:00~13:15)	保健センター	こども未来課
11	(土)				
12	(日)				

ウミガメ保護監視員の募集

募集人数 : 若干名

監視エリア : 与論町内指定の23海岸

監視期間 : 令和8年5月1日~令和8年9月20日

※1名の場合: 週3~4日 2名の場合: 週1~2日

監視時間 : 5時~23時の間

※監視時間の中で指定の23海岸を回ってもらいます。

業務委託料 : 1日あたり7,400円

監視内容 : 指定の23海岸を回り、上陸頭数、産卵内容の確認。

※日付を書いて看板を立ててもらいます。

応募期限 : 令和8年4月17日(金) 17:00まで

応募方法 : 環境課(役場庁舎1階)に履歴書をご持参ください。

採用決定 : 書類選考により採用された方には、電話でご連絡します。

問い合わせ : 97-4712 与論町役場環境課



与論町物価高騰対応商品券 交付申請受付期間の延長について

本町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を緩和し、地元消費拡大、地域経済の活性化を資することを目的に、国の重点支援地方交付金を活用し、町内の店舗にて利用できる商品券を交付しています。

また、申請がお済でない方は、役場商工観光課までお越しください。

【受付期間】

令和8年3月31日(火)まで

【必要書類】

- ・交付申請書 ※商工観光課窓口にもご用意しています。
- ・申請者の身分証明書(マイナンバーカード・免許証など)

※ご家族の方お一人が代表して世帯人数分を申請できます。(同一世帯に限る)

※代理申請の場合は、交付対象者・代理人双方の身分証明書のご提示をお願いいたします。

【商品券概要】

- ・商品券額:1人につき 20,000 円(1,000 円×20 枚/冊)
- ・交付対象者:令和8年1月1日現在、与論町に住民票を有する方
(交付日に転出・死亡の者を除く)
- ・商品券使用期間:令和8年7月31日まで

(お問い合わせ先)
与論町役場 商工観光課
電話:0997-97-4902

カーブミラー設置方針・基準についてのお知らせ

本町では、見通しの悪い交差点やカーブでの交通安全を目的として、カーブミラーを設置しています。このたび、設置要望の増加を受け、カーブミラーの設置方針および設置基準を新たに決めましたのでお知らせします。

【カーブミラーについて】

カーブミラーは、見えにくい場所での安全確認を補助する設備です。一方で、左右が逆に映る、死角がある、頼りすぎると一時停止を怠り事故につながる等の注意点もあります。カーブミラーは補助的な設備であり、必ず一時停止・目視確認が必要です。

【設置に関する考え方】

町内にはすでに多くのカーブミラーが設置されており、修理や周辺の草木の伐採などの管理には、費用や人手がかかっています。そのため、新たな設置や更新については本当に必要な場所か、安全上適切か、地域の理解が得られているか等を確認したうえで設置を判断します。

【今後の申請について】

- 個人での申請はできません。
- 設置を希望する場合は、まず自治公民館の役員へご相談ください。
- 集落で意見をまとめ、自治公民館長名で要望書を提出します。
- 基準に合わない場合は、設置を見送ることもあります。

※設置方針・設置基準・要望書等は建設課・耕地課の窓口、または与論町ホームページから取得できます。ご不明な点があれば下記連絡先にお問い合わせください。

カーブミラーの設置・管理には、地域の理解と協力が欠かせません。安全な道路環境づくりのため、ご理解とご協力をお願いいたします。



問い合わせ先

町道：建設課 97-4928

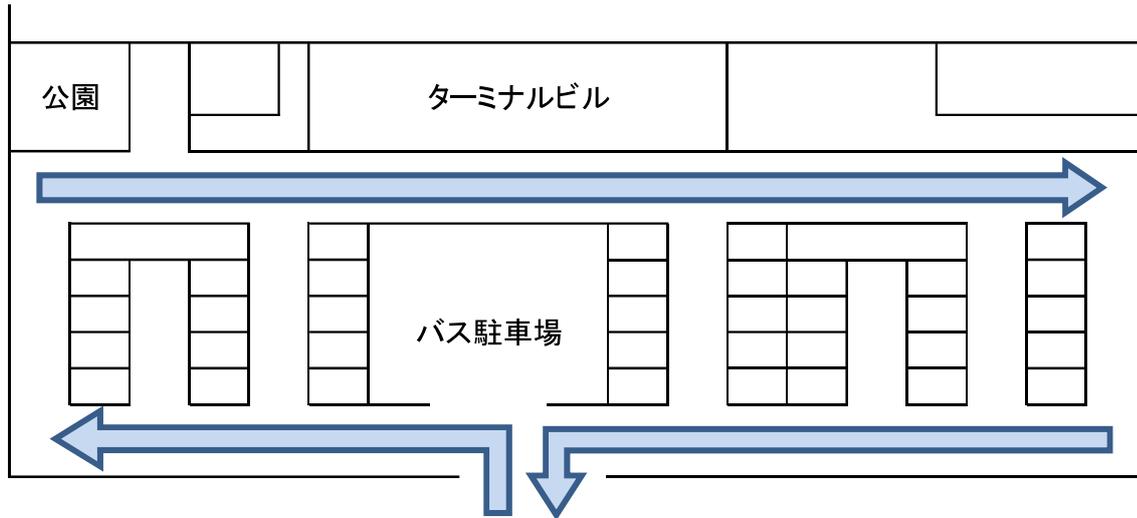
農道：耕地課 97-3132

年度末移動シーズンの空港利用について



- ◆送迎でご来場の際は、**乗り合わせ**にご協力下さい。
例年、駐車スペースが不足し、このままでは緊急車両の通行に支障が生じます。
島外へ行かれる方は、クリーンセンター前の臨時駐車場をご利用ください。
※空港内駐車場は夜間駐車禁止となっております。

- ◆事故防止のため、駐車場は**時計回りの一方通行**で、**徐行運転**をお願いします。
また、**駐車禁止を示した場所**への駐車はおやめ下さい。

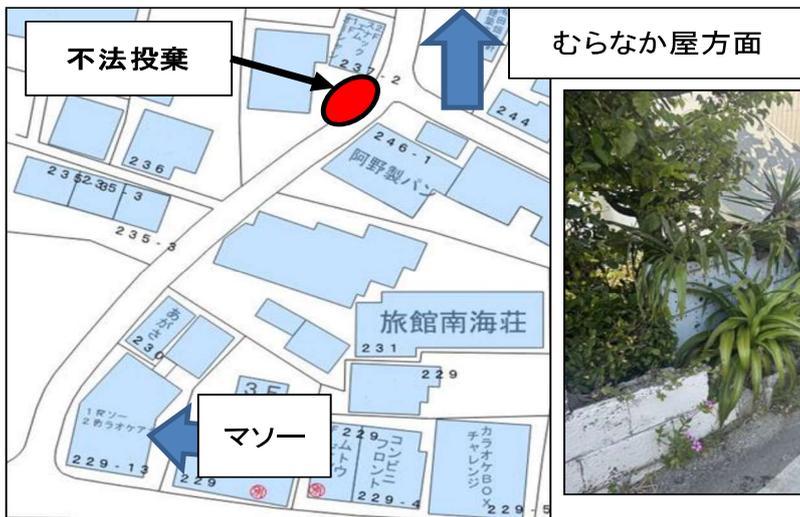


町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

■お問い合わせ先■ 与論空港管理事務所 電話 0997-97-3465

不法投棄禁止！

南海荘付近の個人宅敷地にお酒のボトル等の不法投棄がありました。
敷地の方が回収しても何度も捨てられており、大変困っております。
不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないで下さい。
不法投棄をすると、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に
処せられます。
ごみステーションではない場所にごみを捨てることのないよう、注意をお願いいたします。
不法投棄及び投棄をしている所を見つけた方は、警察又は環境課までご連絡をお願いします。



環境課 0997-97-4712



「ひとり親家庭支援奨学金制度」のご案内



こども未来課よりご案内です。

全国母子寡婦福祉団体協議会がローソンと力を合わせ、ひとり親家庭の生徒さんの「夢」を給付型奨学金で応援します。条件や必要書類、選考方法等ございますので、ご利用される方は全母子協ホームページを検索又は下記 QR コードを読み取りご確認ください。

名称	「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」
奨学金	月額 30,000 円 (返還不要、他の奨学金との併用可) ※ 奨学金対象期間は 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日までの 1 年間です。 ※ 2025 年度奨学生が 2026 年度の奨学金を希望される場合も 2026 年度の申請手続きが必要です。(選考が実施されます)
募集人数	全国 400 名 (各都道府県 4 名～)
対象学生	中学校 3 年生、高等学校・高等専門学校・通信制高校・高等専修学校 (1～3 年生) 等に在籍する生徒 (2026 年 4 月時点) ※高校卒業資格が得られる学校であること
対象地域	47 都道府県
応募資格	下記の条件にすべて該当すること ○ひとり親世帯 (母子・父子家庭等) であり就学に関して経済的に困難な生徒 ○夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒 ○全国母子寡婦福祉団体協議会 (全母子協) 加盟団体 (居住地域の加盟団体) の会員、及び入会を希望する方 (非会員) の子ども (生徒) ※会員登録については居住地域の加盟団体までご連絡ください。居住地域に加盟団体がない場合は全母子協までご連絡ください。応募は会員・非会員の方いずれも可能です。 ※以下の場合には申請 (応募) の対象になりません。 ・2025 年の世帯 1 人あたりの収入平均額が 100 万円以上の場合 ・2025 年度の学校出席率が 80%未満の場合 (遅刻・早退を欠席とする場合があります) ・兄弟姉妹による複数の申請 (1 世帯 1 名の申請)
必要書類	○ 2026 年度 「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」 申請書 ○ 収入状況、住居状況、通学交通費等を証明する書類のコピー ○ 個人調査書 (厳封) ※開封無効 ○ 在学証明書 (2026 年 4 月時点で高校 1 年生は第二次選考・面接時に提出してください)
提出先	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 鹿児島県社会福祉センター7F TEL : 099-258-2984 FAX : 099-296-8123 ホームページ : http://www.kaboren.jp/ メール : kken-bosikai@orion.ocn.ne.jp 〈問い合わせ〉時間 : 8:30～17:00 休日 : 土・日・祝祭日・年末年始
応募締切	2026 年 4 月 20 日 (月) ※必着 (2026 年 3 月 23 日より受付開始)
選考方法	第一次選考 : 書類選考 第二次選考 : 作文、面接 (保護者同席) 選考 最終選考 : 「ひとり親家庭支援奨学金選考委員会」による全国審査 ※各選考後、合否通知を送付します。 申請書を提出された居住地域の加盟団体が「第一次選考」「第二次選考」を実施し、奨学生候補者 (第二次選考合格者) を「ひとり親家庭支援奨学金選考委員会」へ推薦します。「ひとり親家庭支援奨学金選考委員会」において最終審査後、奨学生が決定します。(7 月末頃)
問合せ先	○ 居住地域の全国母子寡婦福祉団体協議会の加盟団体 (全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページより居住地の団体をご確認ください) ○ 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会事務局 TEL : 03-6718-4088 FAX : 03-6718-4087 e-mail : support@zenbo.org



転倒予防体操教室参加者募集！

☆主に虚弱傾向の方を対象とする運動教室です！楽しく介護予防をしませんか？
参加を希望される方は、役場地域包括支援センターにてお申し込み
ください。(チェックリストの聞き取りに30分程度必要です。)



- 開催期間:令和8年4月6日(月)～3月29日(月)
毎週月曜日 午後2時～午後3時30分
- 開催会場:福祉センター(参加者迎え有り、帰りは巡回バス等利用)
- 参加費 :無料
- 定員 :先着30名
※年間を通して申し込みできますが、定員になり次第締め切ります。
- 対象者 :65歳以上の方で、虚弱傾向の方
※申し込み時のチェックリストにて、他の教室へご案内する場合があります。
- 携行品 :運動のできる服装、飲み物、タオル
- 問合せ先:役場1階地域包括支援センター(☎:0997-97-3112)

主催:与論町
実施委託機関:社会福祉法人 与論町社会福祉協議会

子ども第三の居場所 よろんPOM(ポム)センター業務委託員の募集

与論町では、公益財団法人B&G財団から助成金を受け、令和7年6月からサビチラ館近くの総合グラウンド管理棟を改修し、家庭(第一の居場所)、学校(第二の居場所)に続く安心して友達や大人と出会い、遊んだり、食事が出来る「第三の居場所」の開設します。

それに伴い、子ども第三の居場所よろんPOMセンターで常勤職員をサポートしてもらう特別支援教育支援員補助の業務委託員を募集いたします。

- 募集人数 :5名程度
- 勤務場所 :子ども第三の居場所 よろんPOMセンター 旧総合グラウンド管理棟
- 契約期間 :令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 勤務時間 :8時～18時30分の間
参考:業務委託員が2名契約できた場合:週2～3日、1日2～3時間程度
業務委託員が5名契約できた場合:週1～2日、1日2～3時間程度
※状況により変更あり

業務委託料:1時間あたり1,300円

- 業務内容 :・よろんPOMセンターで働く常勤職員のサポートをお願いします。
・通われる児童・生徒の「やりたい」に寄り添いながら一緒に考え、取り組むお仕事です。与論に初めて出来る施設です。業務内容については今後、一緒に考えていきましょう。

- 応募期限 :令和8年3月25日(水) 17:00まで
- 応募方法 :こども未来課(役場隣保健センター)にて申込書をご記入のうえ、提出ください。
- 採用決定 :書類選考により採用された方には、電話でご連絡します。

問い合わせ:与論町役場 こども未来課 97-2792

なんで景観条例と景観計画が必要な の？

国の景観法の基本理念

良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなくてはならない。また、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用が図られなければならない。

与論町の景観形成の基本方針

1. 各集落の伝統行事や空間を守る景観づくりを行います。
2. サンゴ礁、石垣、フクギ並木など亜熱帯性気候が織りなす景観を守ります。
3. リーフや河川の水質など環境保全・浄化などの対策も考えた景観を維持していきます。歴史・文化・景観的に貴重な巨木や樹林の維持・保全に努めます。

景観条例と景観計画の必要性

もし、このまま自由に建築物などを建て続けた場合、あなたが眺めの良い土地に家を建てた後、目の前の土地に高層の建物が建てば家からの景観は著しく阻害されることとなります。

同じように景勝地に建つホテルや民宿の目の前に高層マンションやホテルが建った場合、オーシャンビューを謳った客室単価は下落し経営を圧迫するかもしれません。

ある一定のルール（高さ制限）を設けることによって、先に建てようが後で建てようが、あなたが建てようとする建築物の景観価値は担保されるのです。

このことにより、島全体の景観と魅力を守ることになり、持続可能な観光地として将来の子ども達に引き継いでいけるのではないのでしょうか。



景観条例が無くて、このままだったら？

先に建てたもの勝ちです。絶景ポイントにより高く建てた人が得をします。

また、資金力のある人がより絶景を独占することが出来ます。

A、B、Cは其々の景観を阻害しないように配慮して家を建てたとします。

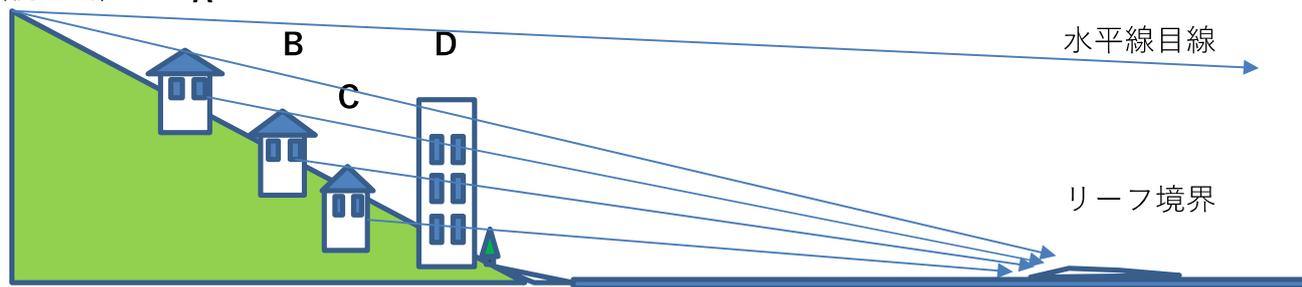
その後、Dが高層マンションを建設し、A、B、C、はマンションを毎日

眺めて暮らすことになり、景観は著しく阻害され家の価値は下がります。

景観条例があったら、先に建てても後に建てても皆が恩恵を享受することが出来るのです。将来の子ども達に、より良い景観を残しませんか？

景勝地

(視点場)



訪れる人が【思わず叫びたくなる】与論島の絶景を後世に残すために今できること



※現在、国立公園内だけは高さ13m、建ぺい率20%、境界から5mの制限があります。

※景観計画(案)の内容は、与論町ホームページや環境課で公開しております。

島民の皆様方からのご意見をお聞かせください。

<https://www.yoron.jp>

お問合せ先：与論町環境課 0997-97-4712 E-mail:kankyou@yoron.jp

----- 切り取り線 -----

集落名：

氏名：

例：①高さ制限区域の境界線はどこですか？ ②高さ7mは厳しいので9mにして欲しい。等

令和 8 年度 与論町役場会計年度任用職員募集

与論町役場では、下記の部署にて令和 8 年度会計年度任用職員を募集しています。

応募期限:募集については採用予定人員が確保されるまで

随時受け付けております。

※面接の日程は、応募者へ通知いたします。

各課募集概要

(1)こども未来課:与論こども園

①保育士 若干名

※①保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者
パート可(要相談)

(2)こども未来課:茶花こども園

①保育士 ②保育士補助 ③栄養士/調理師 ④調理師補助 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者
②・④については、必要な資格要件なし
③については、栄養士又は調理師資格免許を所持している者

(3)こども未来課:児童発達支援センター

①保育士 ②保育士補助 ③作業療法士 若干名

※①については、保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格免許を所持している者
②については、必要な資格要件なし
③については、作業療法士の資格免許を所持している者

※詳細は与論町ホームページをご確認頂くか、役場総務企画課までお越してください。

※募集要項・応募書類は、与論町ホームページからダウンロードできるほか、役場総務企画課でもお配りしています。

【お問い合わせ・連絡先】
役場総務企画課 人事担当
電話:0997-97-3111

令和8年4月・5月期 与論町ごみ収集計画表

4月		可燃ごみ 	缶 	PTボトル 	ビン 不燃ごみ 
1日	水	街道	那間	那間	
2日	木		茶花	与論	
3日	金	那間	与論		
4日	土	街道			
5日	日				
6日	月	街道	茶花		
7日	火	那間	与論	茶花	茶花
8日	水	街道		那間	茶花
9日	木		茶花	与論	
10日	金	那間	与論		
11日	土	街道			
12日	日				
13日	月	街道	茶花		
14日	火	那間	与論	茶花	
15日	水	街道		那間	那間
16日	木		茶花	与論	与論
17日	金	那間	与論		
18日	土	街道			
19日	日				
20日	月	街道	茶花		
21日	火	那間	与論	茶花	茶花
22日	水	街道		那間	
23日	木		茶花	与論	
24日	金	那間	与論		与論
25日	土	街道			
26日	日				
27日	月	街道	茶花		
28日	火	那間	与論	茶花	
29日	水	街道		那間	
30日	木		茶花	与論	

5月		可燃ごみ 	缶 	PTボトル 	ビン 不燃ごみ 
1日	金	那間	与論		
2日	土	街道			
3日	日				
4日	月	街道	茶花		
5日	火	那間	与論	茶花	茶花
6日	水	街道		那間	那間
7日	木		茶花	与論	与論
8日	金	那間	与論		
9日	土	街道			
10日	日				
11日	月	街道	茶花		
12日	火	那間	与論	茶花	
13日	水	街道		那間	茶花
14日	木		茶花	与論	
15日	金	那間	与論		
16日	土	街道			
17日	日				
18日	月	街道	茶花		
19日	火	那間	与論	茶花	茶花
20日	水	街道		那間	那間
21日	木		茶花	与論	与論
22日	金	那間	与論		与論
23日	土	街道			
24日	日				
25日	月	街道	茶花		
26日	火	那間	与論	茶花	
27日	水	街道		那間	
28日	木		茶花	与論	
29日	金	那間	与論		
30日	土	街道			
31日	日				

★収集日の朝8時30分までに所定のごみステーションへ当日出してください。
収集日以外の日にはビン、缶、ペットボトル等を出しても回収しません。

お引越しの際は、「水道」の手続きが必要です！

退去の際は「閉栓届」・入居の際は「開栓届」の提出が必要です。

与論町ホームページ内「水道使用届」から印刷してご利用いただくか、水道課まで印鑑をお持ちいただき、お手続きをお願いします。



入居の際の「開栓届」は、所有者（管理人）の署名・捺印が必要です。

詳しくは水道課までお尋ねください。

※日にちに余裕をもってのお手続きをお願いいたします。

※手続きの受付・閉開栓作業は平日 8 時半から 17 時 15 分で行います。

（土日祝日は対応できません）また、作業時のお立ち会いは不要です。

水道メーター周りの確認をお願いします

メーター周りに草木が生い茂っている・物で塞がっている場合、閉開栓作業や検針ができない場合があります。



・**毎月 1 日～7 日の検針前、物件の入退去が決まったときは**、メーター周辺が作業に支障をきたす状況ではないかの確認をお願いいたします。

※刈払機（ビバー）を使つての除草時は、パイプ・メーターに接触しないよう、ご注意ください。

漏水を発見したら・・・

・メーターから道路側、道路での漏水を発見したら水道課までお知らせください。

・メーターから宅内側の漏水の場合は、町の指定工事店に修理のご依頼が必要です。

（指定工事店以外による修理は**違法**ですので、絶対にやめてください。）

※修理費は需要者（お客様）の負担となります。



個人による水道 DIY・漏水修理は「違法」です

・家の建替・洗面台やトイレなどの水回りのリフォーム・宅内や敷地内の配管から漏水している等で水道関係の工事をする場合は、軽微な変更（下記図参照）を除き、所有者であっても個人で行うことはできません。

必ず、本町の※指定給水装置工事業者による施工が必要です。このことは「水道法」という法律で定められており、本町の条例にも規定されています。

条例に基づき、違反した場合は **50,000 円以下の過料や給水停止**となる場合もあります。絶対にやめましょう。

個人で行ってよい軽微な変更

- ・蛇口の交換
- ・コマの取替
- ・蛇口のパッキン交換

個人で行ってはいけないもの
(指定工事業者のみ可能)

- ・蛇口の新設・増設
- ・水道配管工事 等

与論町指定給水装置工事業者リスト（順不同）

吉田設備 0997-97-4984 瀧久建設 0997-97-3720

田畑設備 0997-97-3530 浦口建設 0997-97-4749

市元設備 090-6950-4651 ヨシダ管工業 0997-97-4351

吉田興建 0997-97-2078

H O K U L E A (株)090-6863-1933（沖縄県）



お問合せ 与論町役場 水道課 0997-97-4994